

真岡まちづくり拠点 利用規約

令和6年5月31日

ご利用になられる際は、下記の利用規約を必ず遵守してください。
本規約をお守りいただけない場合、次回からのご利用をお断りさせていただく場合がございます。
あらかじめよくお読みいただき、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

(利用目的) 第1条

真岡まちづくり拠点は、真岡まちづくりプロジェクト（通称まちつく）から始まった、真岡市の市民協働によるまちづくりから、中心市街地活性化を図っていく社会実験の舞台となる場所です。

市民協働のまちづくりから一步進めて「協創（共創）のまちづくり」を目指していくものであり、市民の「やってみたい」の一步目を踏み出す場所として、各種教室、講座、展示会や、シェアキッチン（以下キッチンと記す）を利用した飲食物の調理販売の目的で利用することを原則といたします。

政治や宗教等の目的、法律に反する目的、その他、近隣に迷惑をかける可能性がある行為等によるご利用はお断りいたします。

(ご利用時間) 第2条

利用時間は事前にお申し込みいただいた時間内でのご利用を厳守してください。利用時間を延長する場合は早めにご連絡ください。

時間延長の際は、別途「延長料金」を退室時に現金精算させていただきます。ただし、次の利用者に支障が発生する場合などは、延長をお断りする場合がございます。また、利用時間には準備及び後片付けを含みます。

(搬入・搬出) 第3条

利用時の荷物搬入出の際に、本建物の毀損、汚損等があった場合は、損害賠償費用を実費で請求させていただきます。

(利用制限) 第4条

利用者は、第三者にスペースまたはキッチンの利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸することはできません。利用者がこれに反した場合、直ちに利用を停止させていただきます。

また当建物に損害が発生した場合は、その損害を全額賠償するものとします。

利用申込受付後もしくは利用途中においても、次の場合には当方の判断で申込の取り消しや利用停止の処置をとる場合がございます。この場合に生じる利用者の損害に対し、当方は一切の責任を負いません。

- ①申込時の利用目的内容と実際の利用状況が著しく異なる場合。
- ②利用申込書のご記入内容に偽りがあると認められた場合。
- ③管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- ④許認可もしくは資格が必要であるにもかかわらず、資格がない状態で利用する場合。
- ⑤暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合。
- ⑥危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みによる人身事故、建物・設備・備品等を毀損、汚損、紛失した場合。
- ⑦音・振動・臭気の発生等により、当建物の他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合。
- ⑧来場者数が利用空間の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。
- ⑨指定の駐車場（市役所駐車場、または真岡市多目的広場＝真岡信用組合荒町支店西）以外に、近隣建物の敷地、路上等にバイク・自転車を駐輪、または自動車を駐車した場合。
- ⑩当方からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- ⑪その他当建物の管理運営上、支障があると判断する場合。

（利用許諾の取り消し）第5条

本規約に反すると当方が判断した場合は、利用を取り消しいたします。この場合、受領した利用料金は返金いたしません。

（予約確定後のキャンセル）第6条

ご予約をキャンセルされる場合は、速やかにメールまたはSNSのメッセージアプリ、電話にてご連絡をお願いいたします。

（利用申込手続きと利用料金のお支払い）第7条

- ・当施設のご利用申込みは、申請フォームからお願いいたします。なお、予約の確認や、連絡については、メールまたはSNSのメッセージアプリ等をお願いいたします。キッチンを利用される場合は、利用の都度、利用者名簿と、提供するメニューの一覧をご提出ください。
- ・飲食店営業許可を必要とする目的で利用される場合（例：1日カフェ・レストラン、弁当屋等）は「食品衛生責任者」養成講座を修了されていることの証明

(写し)をご提示いただきます。

- ・利用料金のお支払いは、当日ご利用の際に現金支払いでお願いいたします。
 - ・利用料金は1時間あたり1,000円です。
- ※上記金額等は変更することがございます。あらかじめご了承ください。

(免責及び損害賠償) 第8条

- ・当建物利用中の展示物及び利用者や参加者がお持ち込みになられた物(貴重品を含む)等の盗難、毀損、汚損等事故については、その原因の如何を問わず、当方は一切の責任を負いません。
- ・天変地異、関係各省庁からの指導、その他当方の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。
- ・スペースまたはキッチン内外の建造物、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- ・その他、利用者が本規約に違反したことによって、当方が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- ・当方の責に帰すべき事由により、利用申込者が損害を被り、その損害の賠償を当方に請求した場合は、受領した料金を限度として賠償するものとします。ただし、利用申込者の損害の内、機会損失等の逸失利益については、その損害の責任を負いません。

(安全管理) 第9条

- ・当建物利用時間中は、ご利用者側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。また、利用申込者は当日の利用責任者として、利用時間中は必ず常駐してください。
- ・保安全管理のため当方が必要と判断した場合、スペースまたはキッチン内に立ち入ることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・スペースの盲導犬、介助犬以外の動物の入場はご遠慮ください。キッチンは衛生上一切の動物の立ち入りを禁止いたします。
- ・防災および防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合がございます。
- ・当建物内には、危険物の持ち込みは一切できません。
- ・利用内容により、当方が利用申込者に鍵を預託する場合がございます。その際、利用申込者は責任者として使用終了後、ドアおよび窓の施錠を必ず行い、所定の場所に鍵を返却してお帰りください。施錠されていない状態で本建物が盗難・火災等に遭った場合は、全額を損害賠償請求いたします。

(案内状等の掲示物の設置) 第10条

- ・催物案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合には、全て許可制となっておりますので事前に承認を得てください。設置場所については当方よりご案内します。
- ・当建物内に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置された場合は、直ちに撤去いたします。

(利用後の原状回復) 第11条

- ・利用終了後、設備や備品は使用前の状態まで原状回復してください。また照明・エアコン・換気扇（トイレ洗面スペースも含む）・使用機器の電源の切り忘れ等がないかご確認ください。利用者の確認不足により当方が不利益を被った場合は、後日一部負担金や損額賠償のご請求をさせていただきます。
- ・スペースまたはキッチン内外の建造物・設備・什器貸出備品等を毀損、汚損、紛失させ、原状回復に実費及び工数がかかると判断した場合は、全額賠償請求いたします。
- ・利用にあたり発生した残材やごみ等はすべてお持ち帰りください。当建物内外にごみを残さないようお願いいたします。
- ・残材やごみ等の処理がなされない場合には、ごみ等処理料金として 1,000 円～実費をいただきます。

(キッチン利用) 第12条

- ・キッチンは飲食店営業許可を得ております。1日カフェやレストラン、弁当屋等でご利用いただけますが、お申込時に用途やメニュー等を必ずご申告ください。なお利用者のうち1名は「食品衛生責任者」講習会を修了しており、一連の食品衛生の法律を遵守して利用することが条件となります。
- ・熱機器や刃物等のお取り扱いには十分ご注意ください。調理中の事故、怪我、食中毒などのトラブルに関して、当方は一切責任を負いません。安全衛生面には十分ご配慮の上、実際にトラブルや苦情等が発生した場合は全責任を持ってご対処ください。なお当方の責めに帰さない事由により当方に損害が発生した場合、全額賠償請求いたします。
- ・キッチン使用後は、きれいに洗淨・清掃してください。
- ・室内、設備等を毀損、汚損、紛失させた場合には、速やかに申し出てください。なおその損害については実費を全額賠償請求いたします。
- ・消費電力の大きな調理器具を持ち込んでのご使用は、事前にご相談ください。
- ・加熱調理中（ガス台、オーブン、カセットコンロ、電磁調理器等の使用）は、

必ず換気を行い、やけど等のケガに十分注意してください。

- ・キッチン用洗剤、スポンジ、タワシ、布巾等の洗浄・清掃備品、ゴミ袋その他の消耗品（オーブンペーパー、ラップ、キッチンペーパー、ホイル、調味料等）はご用意ください。
- ・調理時に強い（人によっては異臭と感ずる）匂いを発するもの、残臭の強い調理や、室内に汚れが飛散したり付着したりする調理はお断りする場合があります。
- ・片付けについて
 - ①調理器具や食器等の洗浄・清掃・後片付けは時間内に完了してください。
 - ②ガス台、オーブン、調理台の汚れは全て拭き取ってください。
 - ③時間内に片付けが終らない場合は、時間を延長して片付けていただきます。
 - ④水道蛇口の閉め忘れ、電気・ガス製品の切り忘れ、照明・エアコン・換気扇の切り忘れ等がないかご確認ください。利用者の確認不足により当方が不利益を被った場合は、後日一部負担金や損額賠償のご請求をさせていただきます。
- ・ゴミや残った食材・調味料等はお持ち帰りください。当方で処理する場合は、ゴミ等処理料金として1,000円～実費をいただきます。

真岡まちづくり拠点

管理者：真岡市総合政策部プロジェクト推進課まちづくり推進係 林

0285-81-6949（市役所直通）

project@city.moka.lg.jp

mokamachikyoten@gmail.com

その他、インスタグラムDMもご利用いただけます。